

帝京科学大学利益相反ポリシー

平成 22 年 12 月 15 日理事長決裁

1 目 的

帝京科学大学（以下「本学」という。）は建学の精神に基づき、人類の将来を正しく見据え、生命の尊厳を深く学び、自然と人間の共生に貢献できる人材を育成し、持続可能な社会の発展に寄与することを目的としている。

本学は研究成果を社会に公表、還元することにより、広く世界に発信し、人類の発展に寄与することを目指しており、専門の学術を深く研究して得られる研究業績については知的財産として、産学官連携活動を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を通じて社会に還元することで、産業の発展に貢献することを重要なものとしてとらえている。

産学官連携活動に伴い発生する利益相反を適切に管理し、透明性を保つことにより、本学の活動を適正かつ健全に促進するとともに、社会の理解と本学の信頼を保持する必要がある。

したがって、本学の教職員が公正かつ効率的な実務を行っていく上で、常に意識しなければならない姿勢とルールを利益相反ポリシーとして定めたものである。

2 利益相反管理の基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携活動等を積極的に推進するとともに、教職員にそのような活動を奨励する。
- (2) 本学は、産学官連携活動等を公正かつ効率的に推進するために、利益相反を適切に管理するためにルールを整備する。
- (3) 本学及び教職員は、利益相反に関するルールを遵守するとともに、利益相反により、教育・研究機関としての公正性が疑われることのないよう留意する。
- (4) 本学は、産学官連携活動等の円滑な推進を図るために、産業界等学外に対しても、利益相反管理に関する理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携活動等を推進していく。

3 利益相反の定義

(1) 狭義の利益相反

教職員が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいい、個人としての利益相反と大学組織としての利益相反がある。

(2) 責務相反

教職員が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

4 利益相反への対応

本学は、教職員の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、利益相反管理体制を構築する。

5 利益相反管理体制

(1) 利益相反委員会

利益相反に関する事項の審議などを行うため、帝京科学大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という）を設置する。委員会は法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反に関する審議を行う。

6 利益相反の対象者

本ポリシーにおいて、対象となる教職員は、次の者をいう。

- (1) 本学に雇用されている教職員（非常勤を除く。）
- (2) 本学の大学院生又は学生で、産学官連携活動等に参加している者

7 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

- (1) 利益相反委員会は教職員からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査し、問題の有無を決定する。
- (2) 問題の発生が懸念される時は、当該教職員への事情聴取を行い、改善を要する場合はその旨改善勧告を行う。
- (3) ここでの審査に不服がある場合は、再度、利益相反委員会に審議を求めることができる。委員会は再度審議を行い、学長が決定し、この決定に従わせる。

8 教職員への啓発

利益相反問題に関する意識向上のため、教職員に対し専門家による研修を実施する。

9 自己申告

教職員は利益相反委員会が定める書式に従い、必要に応じ利益相反の状況の判断に必要な情報を報告しなければならない。

10 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、産学官連携活動等の態様の変化、利益相反問題の事例状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを行う。